

OWNER'S LIFE

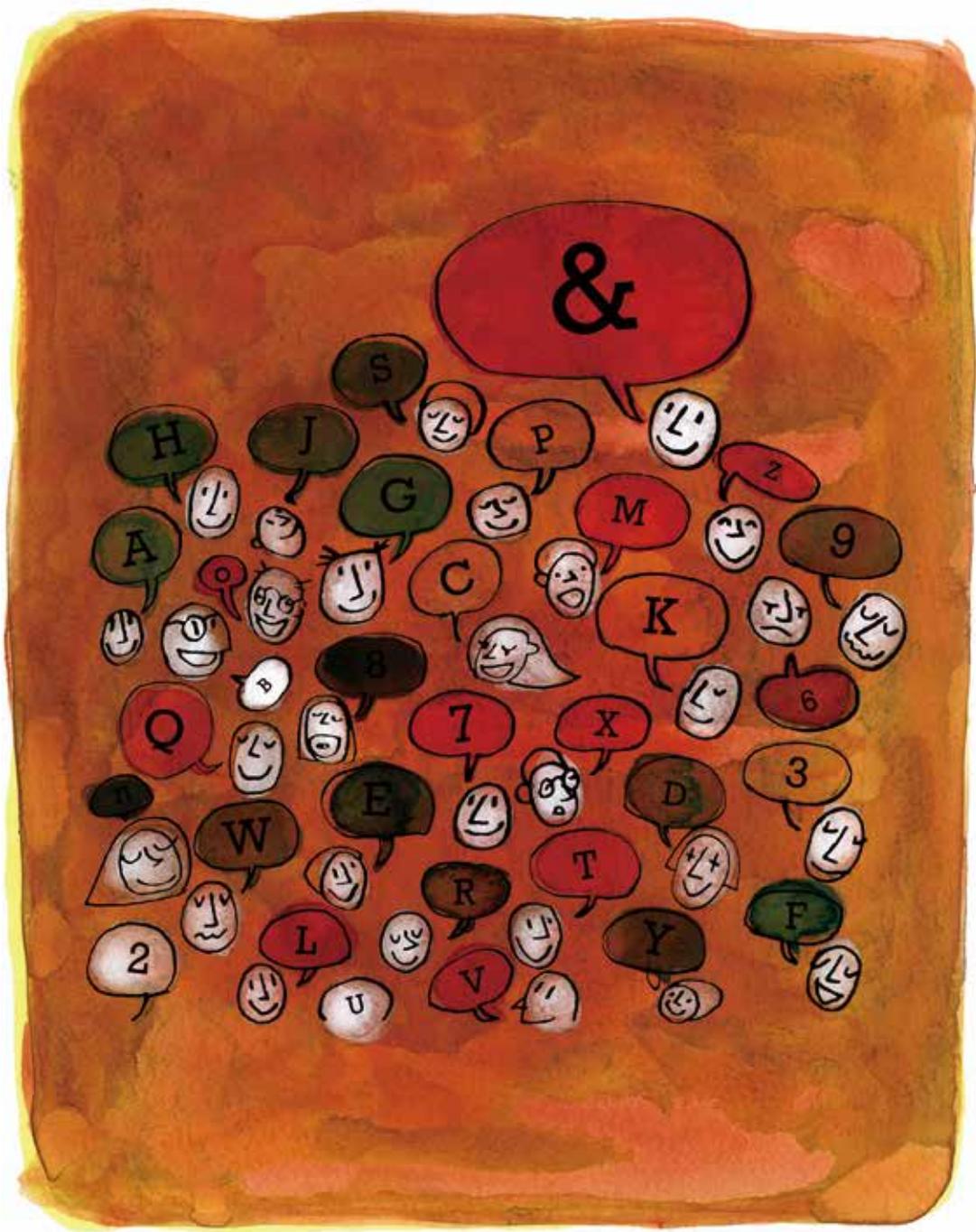
発行: エヌピー通信社 電話: 03-6263-2093(代表) 日本新聞協会/日本記者クラブ/国税庁記者クラブ/国会記者会 会員社

www.owners-life.com

オーナーズライフドクターズエディション

DOCTOR'S EDITION

vol. 73 2025 April



最高税率は50%! ぜったい避けたい 無申告加算税

制度変更で厳罰化が進む

税金に関する様々なペナルティーのうち、特に重い加算税を課されるのが無申告だ。国は、無申告を「申告納税制度の根幹を揺るがす」とみており、課税・徴収の両面から厳しく追及している。たとえ故意でなくても、調査で無申告を指摘されてしまうと高税率の追徴課税は免れない。万が一にも無申告加算税で致命傷を負わぬよう万全の構えでいたい。

無申告加算税が課されるのは、いうまでもなく法定期限までに申告がなかったときだが、例外も存在する。国税庁では加算税が課されないケースとして「期限内申告をする意思があったとき」を挙げて、具体的に以下のすべての条件を満たせばよいとしている。

・申告期限から1カ月以内に自主的に申告をしている・納税自体は納期限内にしている・過去5年以内に、同じ事情で無申告加算税を免除されたことがない——の3条件を満たせば無申告加算税は免除される。

こうした事情に当てはまらず無申告加算税を課されてしまうと、実際にどれだけのペナルティーを食らうのか。

現行制度では、①税務調査の通知を受ける前に自主的に申告、②調査の通知後、更正を予知するまでに申告、③更正予知後の申告——によって税率が変わり、①であれば最も軽い一律5%が適用され、②であれば本来納付すべき税額50万円以下まで10%、50万円超300万円以下の部分は15%、300万円超の部分は25%となる。これが③までいくと50万円以下で15%、

50万円超300万円以下は20%、300万円超は30%だ。そして無申告が意図的であったと証明されると、重加算として40%の高税率が課される。

無申告加算税へのペナルティーは、2023年度税制改正で厳罰化が図られた。

それまで50万円以下と50万円超の2区分だった税率に、「300万円超」という新区分が設けられ、税率は、更正予知前と後でそれぞれ50万円超からプラス10%された。これにより、重加算税でなくとも最高税率が30%に改められた。

さらに23年度改正では、短期間に何度も無申告を繰り返す累犯へ、もう1つペナルティーが上乗せされている。前年度と前々年度にも無申告加算税や重加算税を課されていると、税率が10%加算される。つまり3年連続で無申告をすると3年目には最高税率が40%、重加算税であれば50%にも達する。

本来納めるべきだった本税に加えて4割〜5割の追徴課税がかかる仕組みだ。

エヌピー通信社「オーナーズライフ」と日経電子版連動掲載特集です。

新築分譲マンション& 戸建てセレクション

2025 春

https://ps.nikkei.com/map_2025spring/

生命保険

税金が高くなる
3つのリスク

契約形態によって大きな差が…

生命保険は契約者の死後の事態に備えるばかりではなく、いざというときの現金の確保や相続対策にも役に立つなど、利点は多い。だが取り扱いに失敗すれば支払わなくてもよかったはずの高額な課税によって、家族の生涯プランに多大な影響を与えることにもなりかねない。あらためて生保の契約状況を確認しておきたい。

保険料の払い方で
贈与税の対象にも

生命保険は、保険者、契約者、受取人をどう設定するかによって、かかる税金の種類も課税額も変わってくる。契約形態によって高額の税金を納めることになりかねない3つのケースについて見ていく。

1つ目は、死亡した本人以外が保険料を負担している場合だ。妻の死後に子どもが死亡保険金

1千万円を受け取る契約をしていたとする。保険の契約者である妻がきちんと自分で保険料を支払っていたら、妻の相続で子どもは何も問題なく1千万円の死亡保険金を受け取ることができ。そして死亡保険金は法定相続人1人あたり500万円の非課税枠があり、相続人が夫を含めて2人いるため、子どもは死亡保険金1千万円を無税で受け取ることができるはずだ。

だが保険の契約者である妻自身が保険料を支払っておらず、自分と夫が共有で管理している（とされている）夫名義の預金口座から保険料が支払われていたらどうなるか。この場合、書類上の契約者は妻であっても、実質的な契約者は保険料を出している夫ということになる。その状態で妻の相続が発生すれば、契

約者＝夫、被保険者＝妻、受取人＝子どもとなり、亡くなった妻の相続財産ではなく、夫から子どもへの「贈与」とみなされる。そのため「相続」で受け取った保険金についての500万円の非課税枠は使えず、子どもは贈与税を納めることになる。

こうしたケースに対しては、「書類上の契約者が妻（夫）で、実際には配偶者や親の預金口座から保険料を払っている人は、保険金の受取人が多額の贈与税を課税されなくても済むように今すぐ受取人を変更して課税関係が所得税になるように変更しておくといい（税理士）」という。

受取人と基礎控除
関係性に注意を

所得税を計算するに当たっては、受け取った保険金は「一時



所得」として、保険金からこれまで払ってきた保険料と50万円を控除して、残った額の半分が課税対象となる。一時所得は他の所得と合算するので、収入によって税率は5%から45%まで変動するが、贈与税を払うより安く済むことがほとんどだ。

生命保険金に高額な税金がかかる2つ目のパターンは、受取人の選定を間違えて家族全体で支払う相続税額が高額になってしまうというものだ。

Aさんは「死亡保険金には、受取人1人につき500万円の非課税枠がある」ということを聞きつけて、子ども2人と孫2人の合計4人に500万円ずつ保険金が下りるような契約を考

えた。Aさんの財産額は6千万円で、法定相続人は2人として相続税の基礎控除額は4200万円。

このまま何も対策をしなければ財産額6千万円から基礎控除4200万円を引いた1800万円について相続税が課税されることになる。Aさんは生命保険の非課税枠を利用して500万円ずつ合計2千万円の生命保険契約をすれば自身の財産額も6千万円から4千万円に減り、基礎控除4200万円を下回るので相続税はかからないと考えた。

だが、ここで大きな見落としがあった。この非課税枠は法定相続人が保険金を受け取った場合に限られるものだ。つまりAさんの法定相続人は長男と次男だけなので、孫2人は500万円の非課税枠は使えない。そのためAさんの遺産は4千万円と孫2人が受け取った保険金1千万円の合計5千万円で、基礎控除である4200万円を差し引いた800万円に相続税が課税されることになるのだ。

さらに、相続では父母、配偶者、子ども以外の人から受けた

相続財産は、税額が2割加算されることになっている。つまりAさんの死後に孫2人が死亡保険金を受け取れば、500万円の非課税枠を使えないどころか、受け取った死亡保険金500万円に係る相続税に対して余分に20%も多く税金を支払うことになる。

遺産分割の場面では
「遺留分」にも配慮を

3つ目のパターンは、被相続人の財産の中身によっては保険金のすべてを受け取れるとは限らないというものだ。

仮に、母親が「長女にすべて相続させる」という遺言書を生前に作っていたとする。民法のルールでは、このような偏った内容の遺言が執行された際に、

各相続人は遺留分侵害額請求という形で自身の法定相続分の半分以上の金額を財産で取得した相続人に対して請求することができる。しかし死亡保険金は受取人固有の財産となるため、遺留分を請求することができない。ただし、長女が1億円の保険金を受け取ったとすると話は別だ。被相続人の財産のうち、受取人が決まっている生命保険金の割合が相続財産全体の割合と比較しても明らかに多く、その上で生命保険金を受け取っていない相続人との間に著しい不公平が生じていると判断されると、その死亡保険金に関しては相続人全員の分割対象財産となる。つまり長女が受け取った保険金に対して他の相続人が遺留分を請求できるようになるということだ。

生命保険の見直しでは、誰が払っているか、受取人は誰か、額に不公平はないか、といった3点が重要になる。その違いで、課税される税金は相続税か贈与税か所得税が変わり、税額も大きく異なる。プロの手も借りて、契約形態を今一度確認してみたい。

予約システム最前線2025

待ち時間の短縮を期待して「予約システム」を導入したのに、待ち時間がまったく減らない。その理由はどこにあるのでしょうか。



コロナ禍を境に、クリニックで電子カルテの導入に並んで予約システムを導入するケースが増えています。新型コロナウイルスの感染拡大の際に、感染を避けるために3密対策（密閉、密集、密接）として予約システムが注目され、その後その流れが定着したと言えるでしょう。

コロナ禍以前は、予約システムは限定的な利用

コロナ禍以前は、予約システムは「順番管理システム」と「時間予約システム」が一部の診療科で導入が進められてきました。「順番管理システム」は、銀行や携帯ショップのように番号を発券し、自分の番号が

近づいたらお知らせが届き、来院する仕組みです。これを導入することで、来院集中の緩和が期待されます。患者の比較的多い小児科や耳鼻咽喉科、皮膚科、眼科、婦人科などで選ばれてきました。

一方、「時間予約システム」は、診療時間を予約し、自分の予約時間になったら来院する仕組みです。歯科や美容整形、美容皮膚科、リハビリ科などで導入されてきました。しかしながら、時間通りに診療が進まなければ、クレームになりかねず、導入する診療科が限定されてきたのです。

順番を守らない、直接来院が多いは効果が出ない

コロナ禍では、3密のうちの「密集」に注目され、患者は混雑した待合室を避ける動きが活発化しました。厚労省も発熱患者とそれ以外の患者の動線を分けることを推奨しました。そこで改めて、予約システムの効果に注目すると、順番管理システムを導入したクリニックでは、順番を守らない患者が出たり（早く来たり、遅く来たり）、順番を取らずに直接来院する患者が多かったりすると、あまり効果が得られないことが明らかになってきました。実は順番管理システムは患者が順番を守らなければ効果が出てくれないのです。

コロナ禍で

「時間帯予約システム」に注目

そこで、新たに「順番」と「時間」を組み合わせた仕組みとして、「時間帯予約システム」が開発されました。「時間帯予約システム」は、30分程度の時間枠を複数人でシェアする仕組みです。例えば、10時から10時30分の枠に5人予約を取ると、患者は10時から10時30分の間であれば自由な時間に来院することが可能です。時間が決まっていない分調整しやすい仕組みとなっています。

予約システムとWeb問診をセットで導入する

現在は「予約システム」と「Web



b問診」を組み合わせて導入する流れが加速しています。理由は予約時間に患者が来院しても、そこから紙問診に記載し、それに時間がかかるのと、実際の診療時間が遅れてしまい、これが診療のズレにつながることで課題となったためです。その解決策として、予約時間より前に問診を入力してもらおうことで、予約時間通りに診察が行えるようになったのです。来院して問診を書くより、来院前に問診入力完了しておいた方が効率的だったのです。

また、スマホが急速に普及し、誰もがスマホを保有する時代になったことで、紙問診よりWeb問診の方が記載しやすいという時代背景も後押ししました。スマホの普及は、紙に文字を書くよりもスマホに入力した方が速いと考える層の拡大に寄与したのです。



さらに、事前に問診が済んでいることは、トリアージの効果ももたらします。事前に発熱患者の情報をキャッチしておくことで、動線を分けたり、検査の準備をしたりすることで、スムーズな発熱外来への誘導につながったのです。

予約システムの選び方

予約システムは10社以上のメーカーがあり、群雄割拠の様相となっています。その中から自院の運用にあったものを選ぶのは至難の業と言えるでしょう。しかしながら、クリニックの運用に合わないシステムを導入すると、先に挙げたようなことが起きかねません。そこで、選び方を整理して表にまとめておきますので、参考にさせていただけると幸いです。

このほかにも価格やサポート体制、開発力なども選定要素となります。特に価格については、オプションを増やせばどんどん上がってきますので、最初のうちは必要最低限にどうも、徐々に増やしていく方が良いでしょう。ではないかと考えます。

選定軸	選択肢		
予約の種類	時間予約	順番管理 (順番表示)	時間帯予約
サーバーの種類	院内サーバー	クラウドサーバー	-
予約の取り方	Web・スマホ	自動音声	来院・電話
予約の通知	メール	LINE	ショートメッセージ
オプション	Web問診	オンライン診療	キャッシュレス決済

MICTコンサルティング(株) 代表取締役 大西大輔



2001年一橋大学大学院MBAコース卒業後、医療経営コンサルティングファーム「日本経営グループ」入社。医療IT機器の展示場「メディプラザ」を設立。東京、大阪、福岡の3拠点を管理する統括マネージャーを経て、2016年にコンサルタントとして独立し、「MICTコンサルティング」を設立。過去2000件を超える医療機関へのシステム導入の実績から、医師会、保険医協会などの医療系の公的団体を中心に講演活動および執筆活動を行っている。

お客様が所有されているお家をハウズドゥが買取り、
その後お客様は賃貸としてそのまま住み続けられます。
また将来的に再度購入することもできます。

ハウス・リースバック®



ハウズドゥイメージキャラクター
古田 敦也 氏

住みながら 売却できる

事業の資金繰り改善

相続対策として

HOUSEDO

東証プライム上場 株式会社And Doホールディングス
(株式会社ハウズドゥは社名変更いたしました)

無料パンフレットはこちらから!

TEL: **050-1867-6276** **24時間
受付中**

東京本社: 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号丸の内トラストタワーN館17F TEL: 03-4540-6254

京都本店: 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地 宅地建物取引業 国土交通大臣(3)第8077号

※午後5:30~翌9:00はお問い合わせ受付業務のみのご対応となります。

※個人情報の取り扱いについては、当社HPをご確認ください。

※賃料の未払いなど契約に違反した場合、住み続けられない可能性があります。※取り扱いには審査があり、諸条件によりお取り扱いできない場合もあります。ご利用にあたっては所定の事務手数料と別途登記などの費用がかかります。

※再度購入には別途条件があり、各種諸費用が必要となります。※1 ハウズドゥは不動産売買仲介専門フランチャイズで店舗数第1位です。「ビジネスチャンス」(2022年10月24日発行-2022年12月号)より

※2 調査期間: 2022/07/08 ~ 2022/07/11 対象者条件: 全国50歳~89歳「リースバック利用者」n数=359 調査主体: 株式会社And Doホールディングス